

第22期第34回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和6年7月4日(木) 15時から
場所 唐津市水産会館 研修室
(唐津市海岸通り 7182-217)

次 第

1 開 会

2 議 題

- | | |
|--|---------|
| (1) 屋形石漁業協同組合におけるアカウニの試験養殖について(協議) | P2~P15 |
| (2) 特定水産資源(くろまぐろ)に係る令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更(案)について(諮問) | P16~P17 |
| (3) あなごかご漁業特認許可方針(案)について(諮問) | P18~P21 |
| (4) たこつぼ漁業(延縄式たこつぼ漁業)許可方針の変更(案)について(諮問) | P22~P24 |
| (5) 火光漁業に使用する集魚灯の光力制限について(協議) | P25 |
| (6) 委員会指示の適用除外について(協議)
・佐賀玄海漁業協同組合
・佐賀県水産課 | P26~P37 |
| (7) 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における佐賀県の要望事項について(協議) | P38~P39 |
| (8) その他 | |

水産第 1419 号
令和 6 年 6 月 27 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 嵯 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



屋形石漁業協同組合におけるアカウニの試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第 4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

令和6年 6月14日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市屋形石3464番地1
屋形石漁業協同組合
代表理事組合長 平田 芳弘

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 アカウニ養殖試験
- 2 水産物の名称 アカウニ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
(別図1を参照)

唐津市屋形石地先	ロープ式 ; $15\text{m} \times 28\text{m} = 420\text{m}^2$	2箇所	計840 m^2
	$60\text{m} \times 25\text{m} = 1,500\text{m}^2$	1箇所	
	筏式 ; $8\text{m} \times 15\text{m} = 120\text{m}^2$	1箇所	
			合計2,460 m^2
- 4 試験養殖期間
試験養殖の承認日より1か年間
- 5 養殖の方法及び規模
 - 1) 方法 ロープ式及び筏式によるコンテナを用いた垂下養殖
 - 2) 規模
 - a) ロープ式 (別図2, 3, 4を参照)

・ロープ ; 15m	7本	2箇所	
	20m	11本	1箇所
			計430m
・コンテナ ; $30\text{cm} \times 55\text{cm} \times 35\text{cm}$	112個	2箇所	計224個
	220個	1箇所	計220個
			合計444個
 - b) 筏式 (別図5を参照)

・筏 $5\text{m} \times 5\text{m}$	1基		
・コンテナ ; $30\text{cm} \times 55\text{cm} \times 35\text{cm}$	25個		
・種苗	1,000個 (人工種苗約20mm)		

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図 (別図1)
- (4) 養殖施設概要図(別図2, 3, 4, 5)
- (5) 委託契約書写

理由書

屋形石漁業協同組合の主な漁業種類は、採介漁業（海士漁業）と定置網漁業である。

近年、唐津市屋形石地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。

特に、海士漁業においては、近年の磯焼け等でアカウニ、アワビ等の餌料となるアラメ・カジメ等海藻が減少しており、アカウニ等の放流も行っているが身の入りが悪い。さらに放流してもなかなか生き残らず、水揚向上に繋がっていない。このため、高齢化に伴い漁業の効率化を早急に図るとともに、所得向上により漁業後継者の新規加入を促進する必要がある。

そのような中、同地区沿岸域において令和5年5月から令和6年5月にかけてアカウニの試験養殖を実施したところ、ロープの破損が数箇所を確認された以外は施設の破損等は確認されず、無事に試験養殖を終了することができた。

また、餌料として海藻の他に、野菜と出がらし昆布を使用したのが、生残率は70～80%と高く、成長も試験養殖期間終盤までに大半が殻長4cm以上の出荷サイズ近くになるなどの好成績が確認された。

さらには、カボチャ、キャベツ、アスパラガス、出がらし昆布が餌として使用できることが明らかとなるとともに、出がらし昆布は海藻よりも味が良くなる可能性があることも確認できた。

以上の養殖結果を踏まえて、さらなるアカウニの効率的な生産を図るため、出がらし昆布等の海藻以外の餌料の活用法等の検討を進め、安定生産が可能な養殖方法を確立するために今後もアカウニの試験養殖に取り組むことにした。

住 所 佐賀県唐津市屋形石3464番地1

氏 名 屋形石漁業協同組合

代表理事組合長 平田 芳弘

アカウニ養殖試験計画書

1. 試験の概要

(1) 実施場所:唐津市屋形石地先 (別図1のとおり)

(2) 実施期間:試験養殖の承認日～令和7年7月 (承認日から1か年間)

(3) 試験内容

a) 養殖施設

- ・ロープ式及び筏式

b) 試験方法

- ・ロープ式(別図1、別図2、別図3、別図4)

コンテナを用いた垂下養殖

施設面積;約420㎡(28m×15m) 2箇所 計840㎡

約1,500㎡(60m×25m)1箇所

計2,340㎡

ロープ;15m 7本 2箇所

20m 11本 1箇所 計430m

コンテナ;30cm×55cm×35cm 112個 2箇所 計224個

220個 1箇所 計220個 合計444個

種 苗;計13,000個(人工種苗約20mm)

- ・筏式(別図1、別図5)

コンテナを用いた垂下養殖

施設面積; 約120㎡(8m×15m)

筏;5m×5m 1基

コンテナ;30cm×55cm×35cm 25個

種 苗;1,000個(人工種苗約20mm)

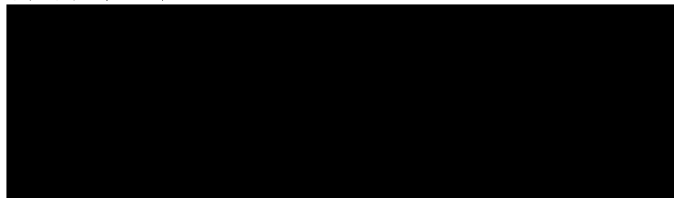
c) 種苗の供給元および供給量(予定)

供給元:公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会 供給量:14,000個

d) 出荷先予定

- ・唐津市
- ・唐津市内飲食店・宿泊施設

e) 養殖試験従事予定者氏名



f) 養殖スケジュール

		R6						R7						
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
50mm サイズ	作業内容	養殖準備 養殖開始	養殖管理・サイズ測定・ 選別出荷											
	コンテナ内 ウニ入数(個)	30												
20mm サイズ	作業内容	養殖準備 養殖開始	養殖管理・ サイズ測定	養殖管理・サイズ測定・分養							養殖管理・ 選別出荷	施設撤去 予定		
	コンテナ内 ウニ入数(個)	70~100			35									
15mm サイズ	作業内容									養殖 開始	養殖管理・ サイズ測定	施設撤去 予定		
	コンテナ内 ウニ入数(個)									70~100				

g) 収支計画

i) 支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額
アカウニ種苗	14,000個	231,000円
コンテナ	100個	290,000円
ロープ	5丸	63,750円

ii) 収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

費目	数量	金額
アカウニ	10,000個	5,000,000円

2. 安全対策

施設の維持管理については、屋形石漁業協同組合が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

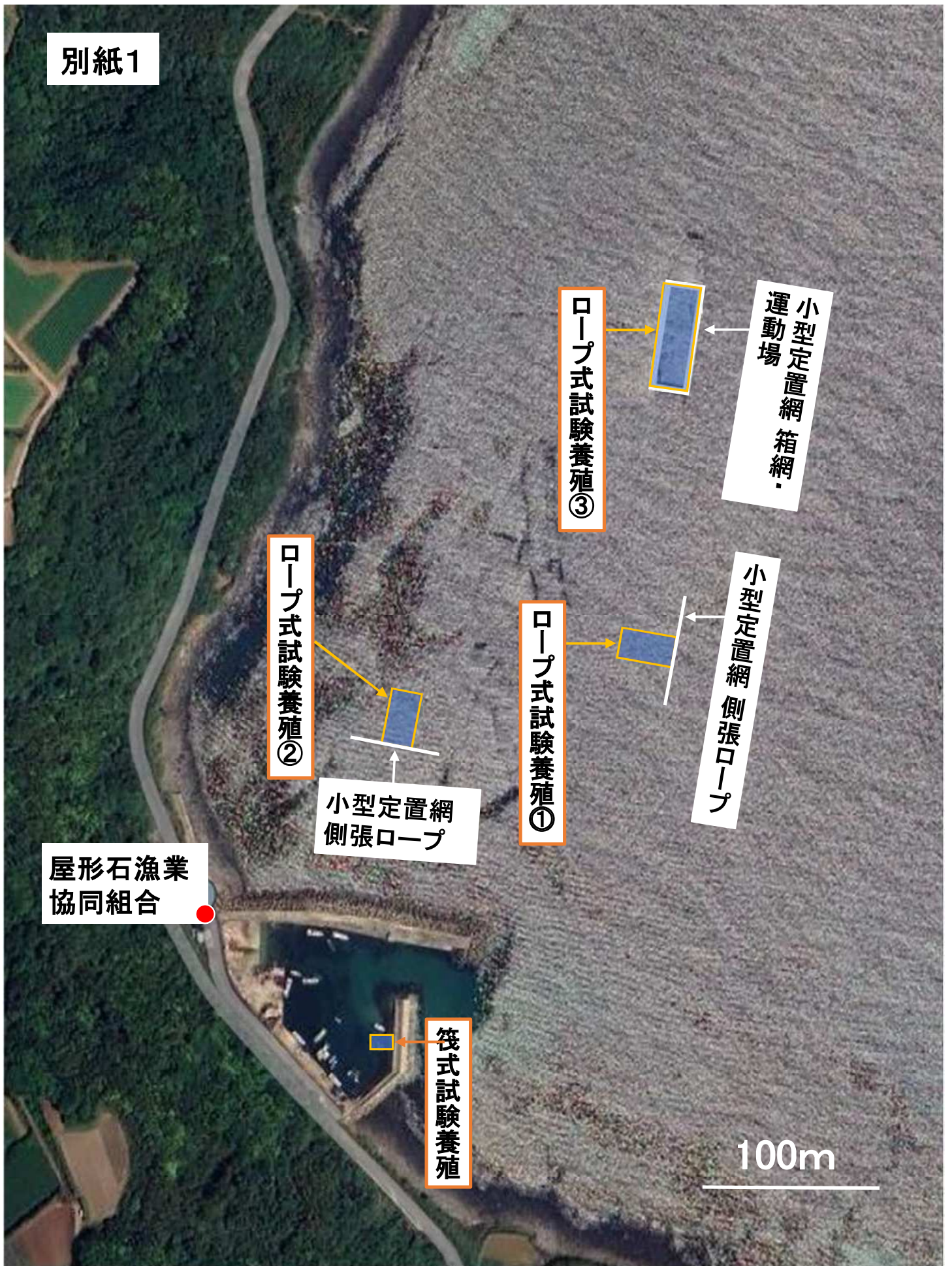
台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当漁業協同組合で責任を持って対応することとする。

○緊急時の連絡先

屋形石漁業協同組合 0955-79-0760

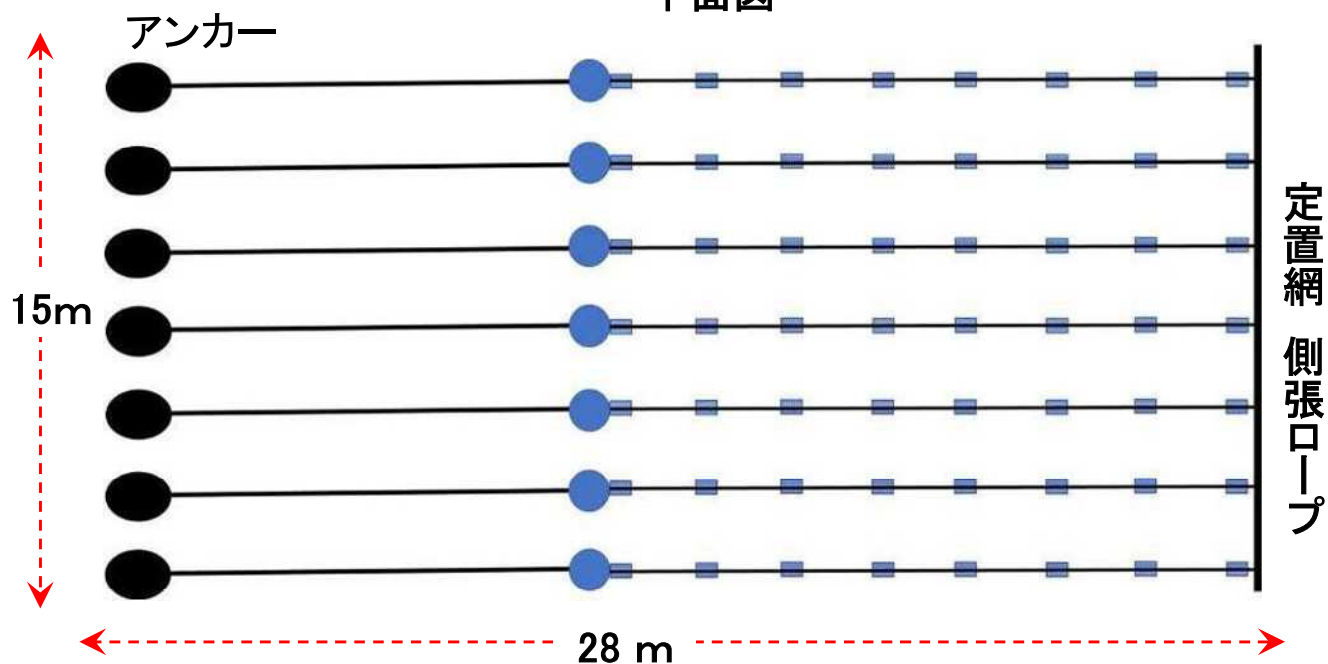
別紙1



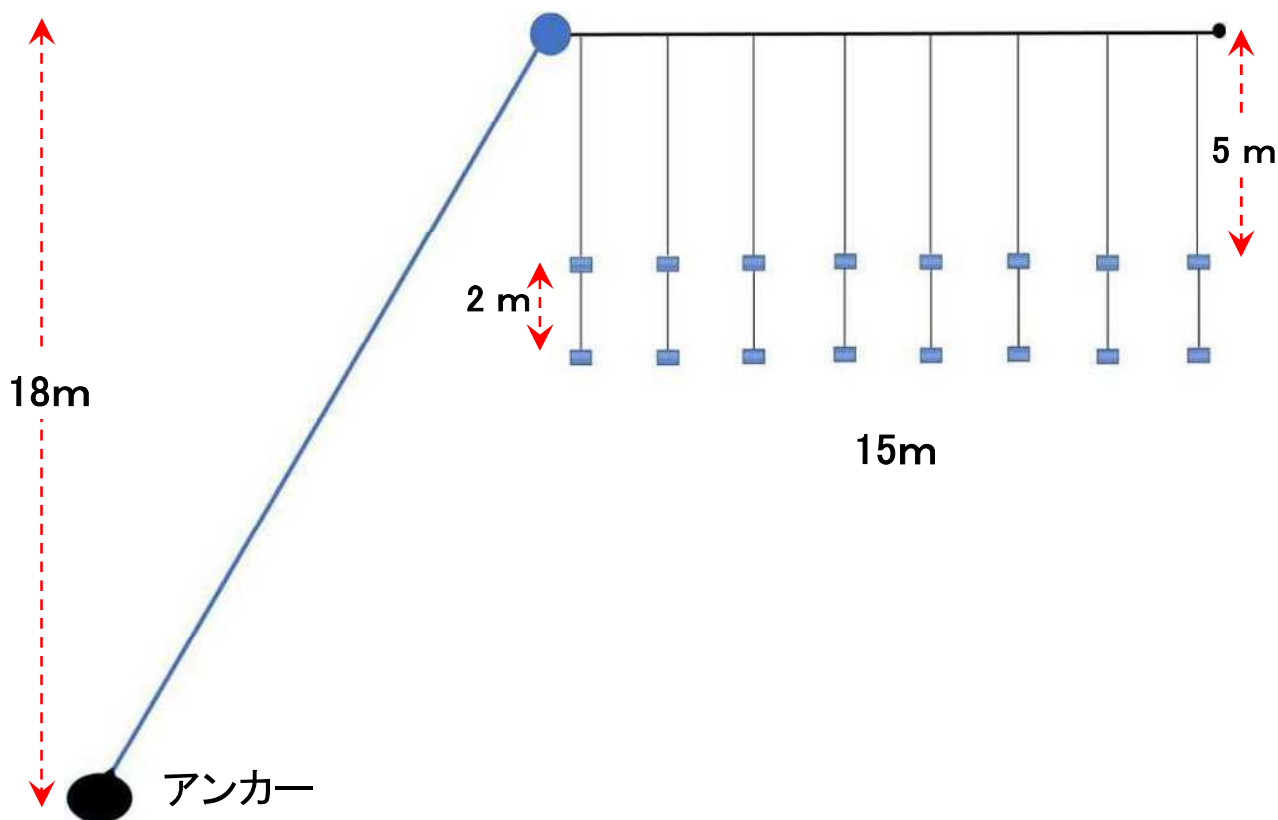
別図2

ロープ式試験養殖①②

平面図

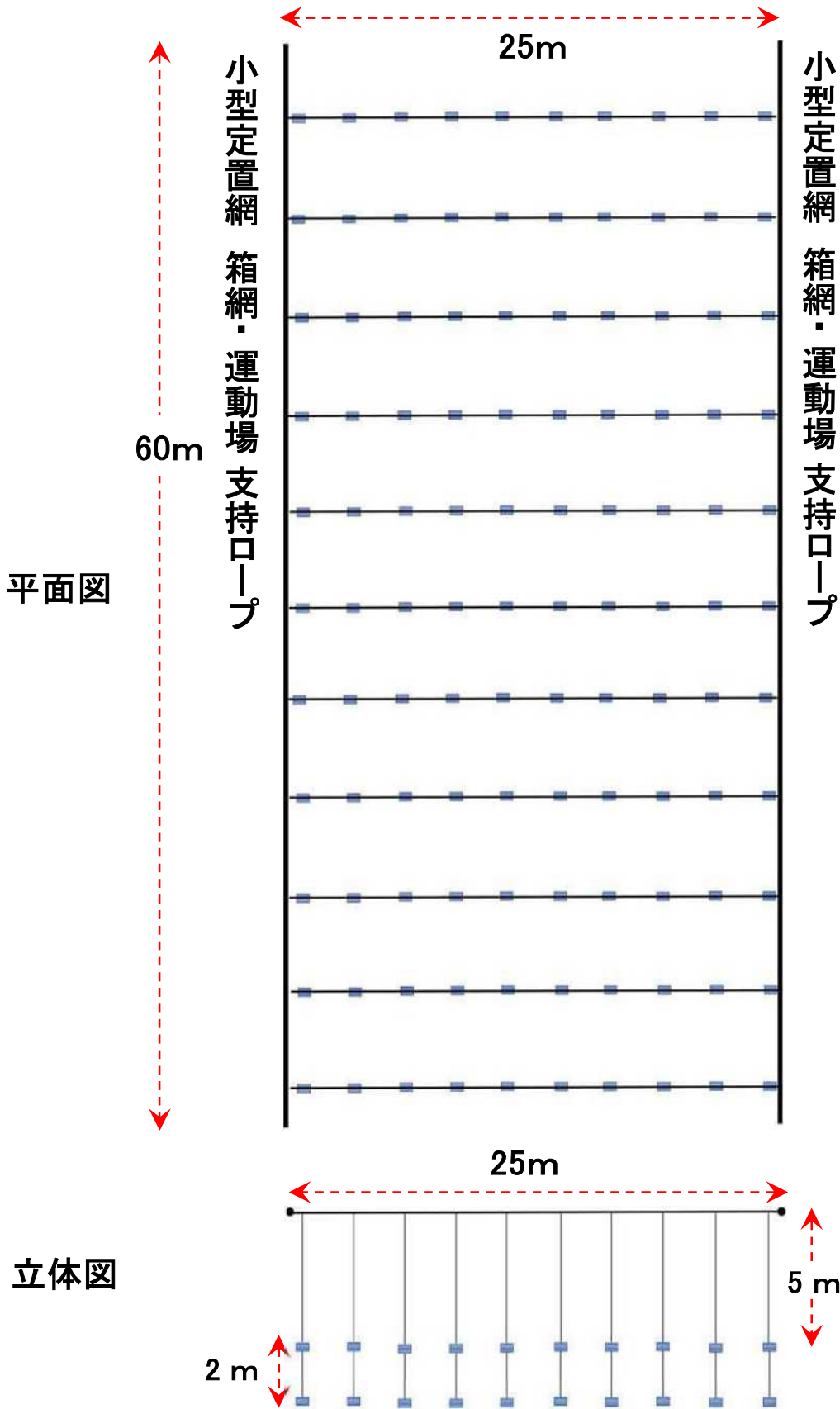


立体図



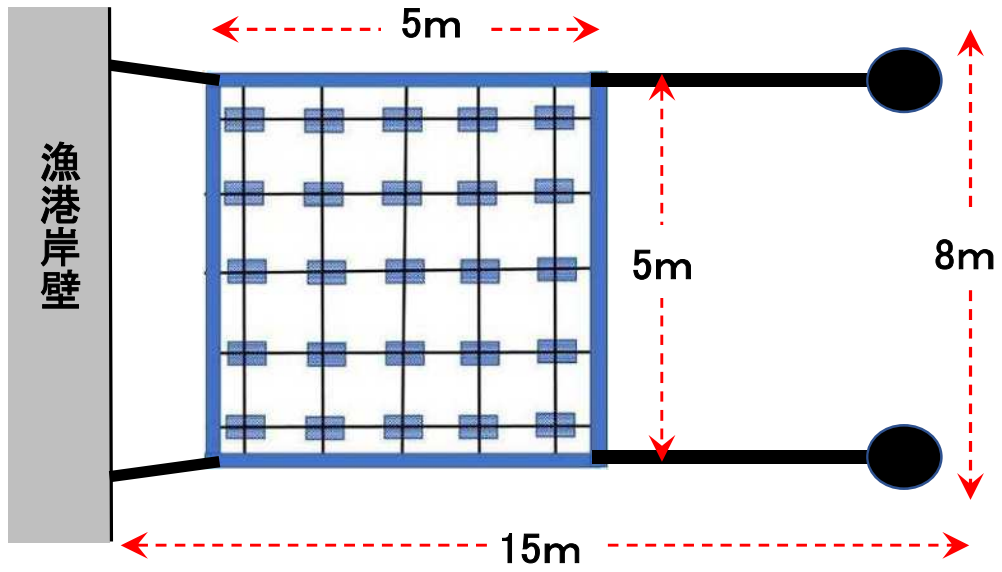
別図4

ロープ式試験養殖③

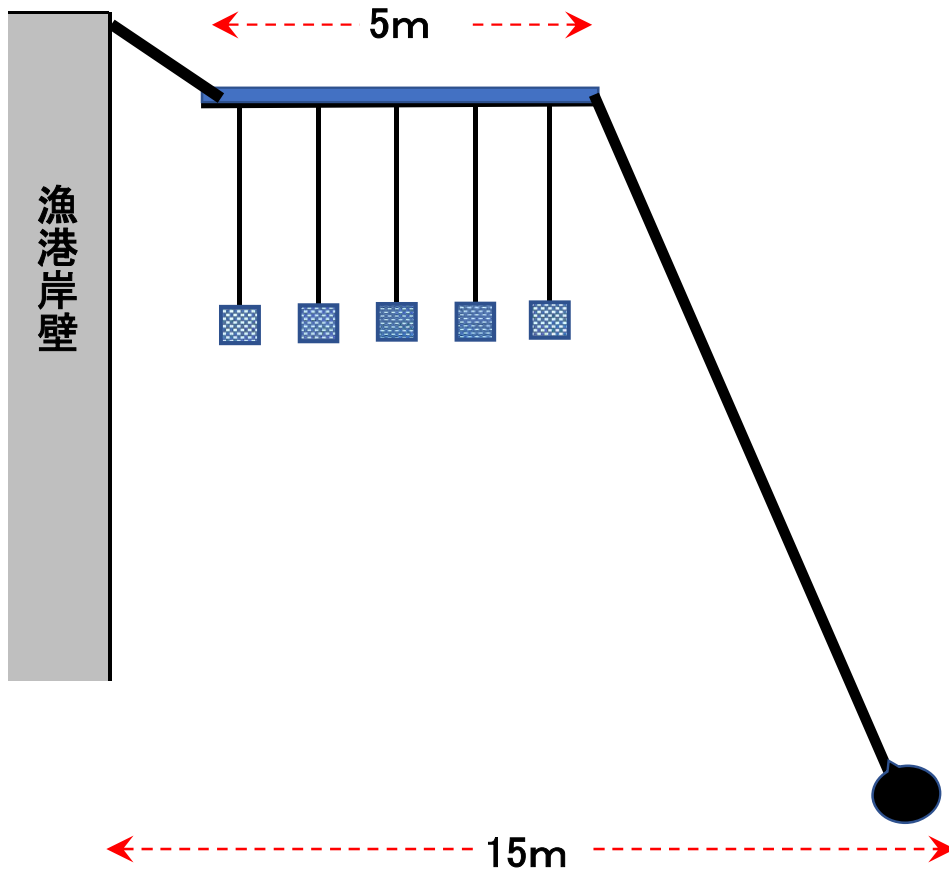


別図5

平面図



立体図



アカウニ試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と屋形石漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、アカウニ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和7年7月31日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年6月18日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市屋形石3464番地1

屋形石漁業協同組合

代表理事組合長 平 田

唐農水第1281号
令和6年6月20日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎
[公印省略]

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和6年6月14日付けで屋形石漁業協同組合代表理事組合長 平田芳弘より、屋形石漁業協同組合におけるアカウニ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いたします。

意見書

屋形石漁業協同組合においては、資源の減少、魚価の低迷など、様々な問題を抱えており、アカウニの漁獲量の安定は、漁業経営において不可欠な要素です。

一方で、同地区沿岸域において令和5年5月から1年間アカウニの試験養殖を実施したところ、大半が出荷サイズに近いものが確認されました。

そこで、さらなるアカウニの効率的な生産を図るため、飼料の活用方法等の検討を進め、安定生産が可能な養殖方法を確率するために、今年度のアカウニの試験養殖の実施について、お取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和6年6月20日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

水産第 1524 号
令和 6 年（2024 年）7 月 3 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



くろまぐろに関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量
の変更（案）について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定
により、知事管理漁獲可能量を別紙（案）のとおり変更したいので、同条第 2 項
の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 伊藤・江頭）

(案)

(別 紙)

くろまぐろに関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

12.0トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	2.0トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	9.0トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

8.5トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	5.0トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	3.0トン

水産第1412号
令和6年6月27日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



あなごかご漁業特認許可方針(案)について(諮問)

このことについて、次案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項及び第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:水産課漁業調整担当)

あなごかご漁業特認許可方針（案）

第1 制限措置

(1) 漁業種類

あなごかご漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

9隻以内

(3) 船舶の総トン数

制限なし

(4) 推進機関の馬力数

制限なし

(5) 操業区域

佐賀県玄海海域

(6) 漁業時期

9月1日から5月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

- ① 旧呼子町又は旧鎮西町のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可をした日から令和7年5月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和6年7月22日から令和6年8月16日までとする。

- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、9件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和7年4月28日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が9件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が9件に到達した日以降から令和7年4月28日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和6年7月22日から令和6年8月16日における受付数が9件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和6年5月31日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和6年5月31日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

- (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
- (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
- (5) 上記(1)から(4)に該当しない者

2 令和6年8月16日以降における合計数が9件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
- (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
- (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- (1) 所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場（ただし、佐賀玄海漁業協同組合においては、合併により発足する以前に所属していた漁業協同組合に関する共同漁業権漁場内に限る。）以外の共同漁業権漁場内で操業してはならない。
- (2) 使用するかご数は、200個以内とする。
- (3) 幹縄の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。
- (4) 操業時間は、夜間（日没から日出まで）とする。

水産第 1469 号
令和6年7月2日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



たこつぼ漁業(たこつぼ延縄漁業)許可方針(案)について(諮問)

このことについて、次案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:水産課漁業調整担当)

たこつぼ漁業許可方針

延縄式たこつぼ漁業

第1 制限措置

- 1 漁業種類
延縄式たこつぼ漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
15隻
- 3 船舶の総トン数
制限なし
- 4 推進機関の馬力数
制限なし
- 5 操業区域
佐賀県玄海海域
- 6 漁業時期
1月1日から12月31日まで
- 7 漁業を営む者の資格
 - (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）
第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
 - (4) 適切な資源管理を実践できる者
 - (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、15件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が15件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が15件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

合計数が15件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。

- (1) 基準日において従前の当該漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年12月15日までに受付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 基準日において当該漁業の許可を有していた者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。（従前の当該漁業の許可を有していた者が、この許可方針に基づく更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。）ただし、当該順位の適用は、許可を承継する者が、許可を譲渡する者と2親等以内の親族である場合に限る。
- (3) 基準日から過去5年間に於いて当該漁業の許可（従前の許可を含む。）を有していたことがある者
- (4) 基準日において当該漁業以外の漁業の許可を有していた者
- (5) 上記（1）から（4）に該当しない者

第5 条件

- 1 所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場（ただし、佐賀玄海漁業協同組合においては、所属する支所に関する共同漁業権漁場）以外の共同漁業権漁場内で操業してはならない。
- 2 漁具は20条以内とし、つぼ数は1条につき100個以内とする。
- 3 幹縄の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。

(案)

松浦海区漁業調整委員会指示

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第93号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、1本釣漁業等火光を利用する各種漁業に対し、松浦海区内における沿岸魚族の乱獲防止並びに同種及び他種漁業との調整のため、火光を利用する漁船1隻に使用する光力の限度を次のとおり指示する。

令和6年 月 日

松浦海区漁業調整委員会

会長 川寄 和正

1 松浦海区における共同漁業権の区域及び各共同漁業権の外郭線から沖出し1,000メートルの線によって囲まれた区域においては、1隻につき3キロワット以内とする。

2 指示の期間

令和6年8月12日から令和7年8月11日まで

令和6年6月13日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

住所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233
氏名 佐賀玄海漁漁協同組合
代表理事組合長 川崎 和正

松浦海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。

記

1 適用除外を申請する委員会指示

松浦海区漁業調整委員会指示第91号

2 適用除外の目的・理由

佐賀玄海漁協では、磯焼け対策として、従来行われてきた異常繁殖したムラサキウニの駆除と併せて、採捕と駆除とを両立させる駆除ムラサキウニの利活用に関する取組を推進しているところである。

松浦海区漁業調整委員会指示第91号はムラサキウニの採捕期間制限に対するものであり、制限期間中は取組を停止せざるを得ないことから、年間を通してムラサキウニを採捕し継続的に取組推進する体制を確保できるよう適用除外を申請する。

3 適用除外の期間

承認の日から令和7年6月30日まで

4 漁業を営む者の住所及び氏名

別紙1のとおり

5 漁業に使用する船舶

別紙1のとおり

6 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

水産動植物の名称：ムラサキウニ

数量：3,000kg

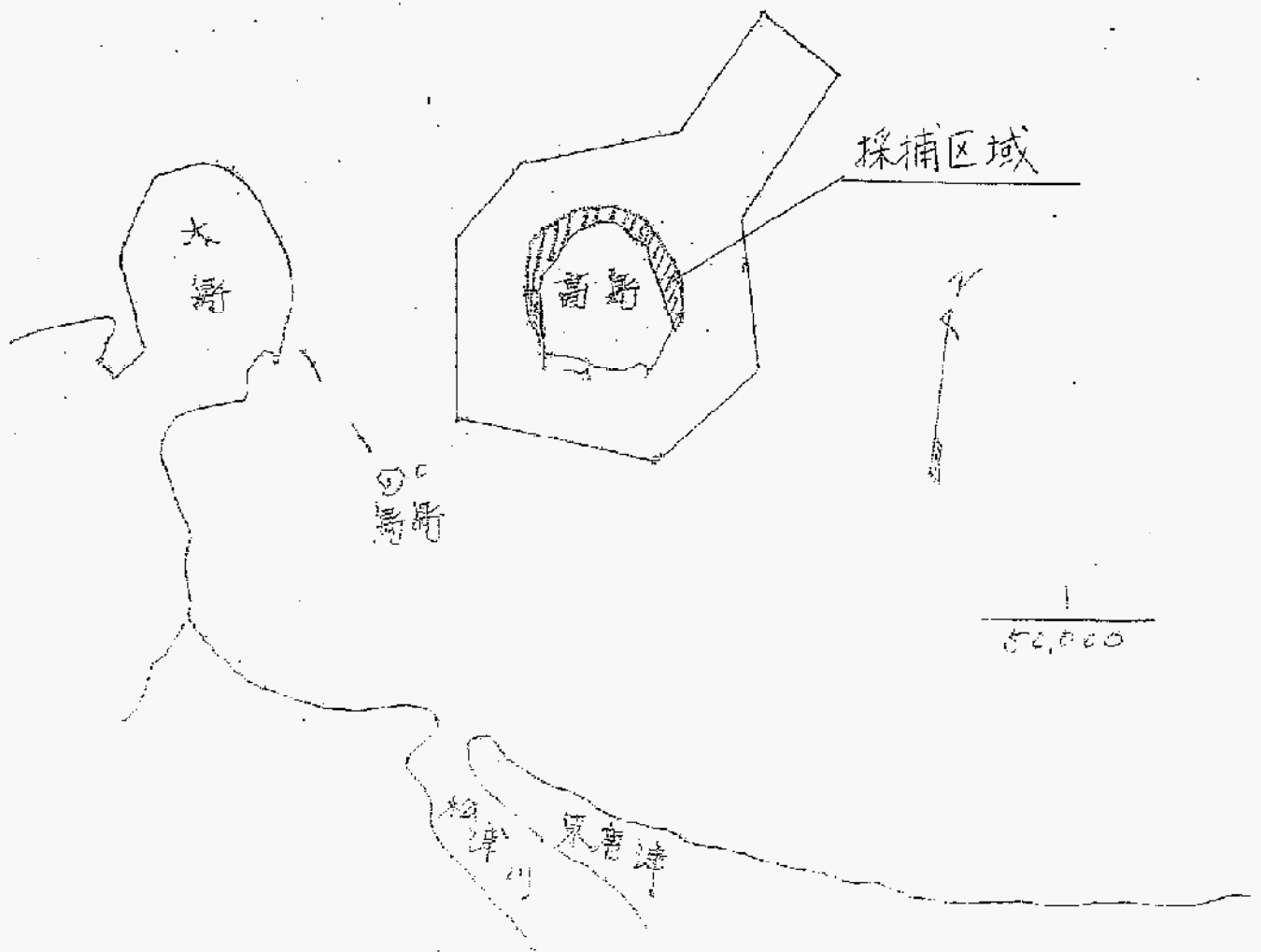
7 漁業を営む方法

簡易潜水器を用いた潜水採捕

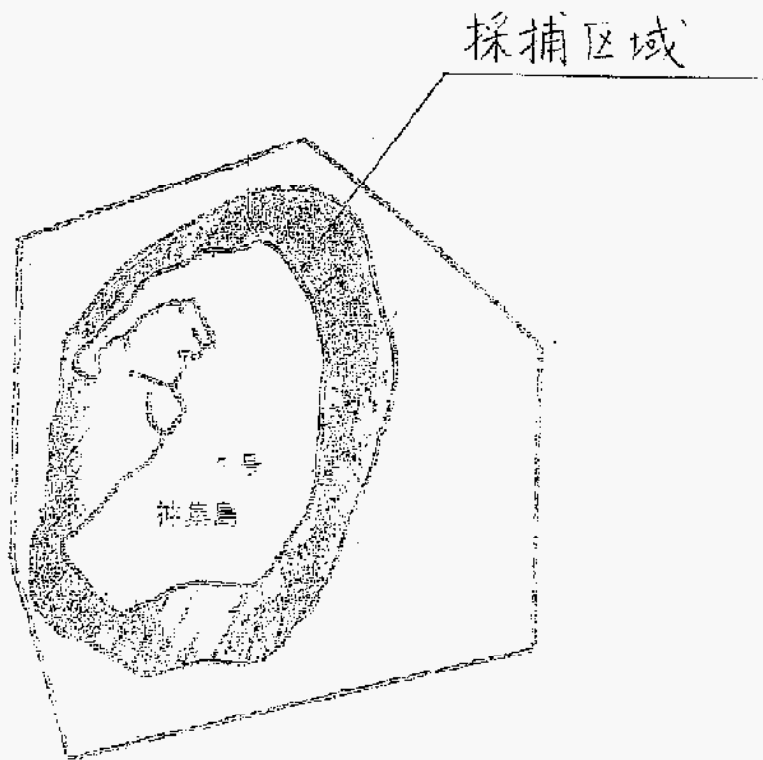
8 漁業を営む区域

別紙2、3のとおり

採捕区域(高島)



採捕区域(神集島)



水産第1422号
令和6年6月28日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川岸 和正 様

佐賀県農林水産部水産課
課長 横尾 一成

松浦海区漁業調整委員会指示第91号の適用除外申請について（依頼）

このことについて、別紙のとおり申請しますので、よろしく願います。

担当：水産課 玄海創生・栽培資源 江口

松浦海区漁業調整委員会指示第91号の適用除外申請

令和6年6月28日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

住所 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号
氏名 佐賀県農林水産部水産課
課長 横尾 一成

下記により松浦海区漁業調整委員会指示第91号の適用除外を受けたいので申請
します。

記

1. 適用除外の理由

採捕禁止期間（7月1日から12月20日）にムラサキウニを駆除・有効利用の調
査目的で採捕したいため。

2. 適用除外の期間

承認の日から令和6年12月20日まで

3. 調査の目的及び方法

■ 目的

玄海地区においてムラサキウニは重要な磯根資源であるが、場所によっては漁
獲されないため異常に増殖し、藻場の減少、いわゆる磯焼けの原因となっている
場合が多くみられる。

今回の調査はこの対策として、異常に増殖した箇所のムラサキウニを漁獲によ
り駆除し、駆除したウニの有効利用方法を検討することで、玄海地区の藻場保全
を図ることを目的とする。なお、本調査は、佐賀県水産課から玄海漁協への業務
委託である。

■ 方法

浜崎、高島、神集島、加部島、馬渡島の5地区の共同漁業権内において（下図
参照）、漁業者が素潜りによりムラサキウニを漁獲し、駆除する。駆除実施前後
での海藻の繁茂状況、身入りの変化などを確認することで駆除効果を把握する。
また、漁獲したウニは高串漁港（市場跡地）に集荷し、身入りの状態やサイズ
などにより加工、蓄養（陸上育成での身入り改善）、釣り餌などの有効利用がで
きないか検討する。

4. 調査に使用する船舶

別紙1のとおり

5. 調査を実施する者の氏名及び住所

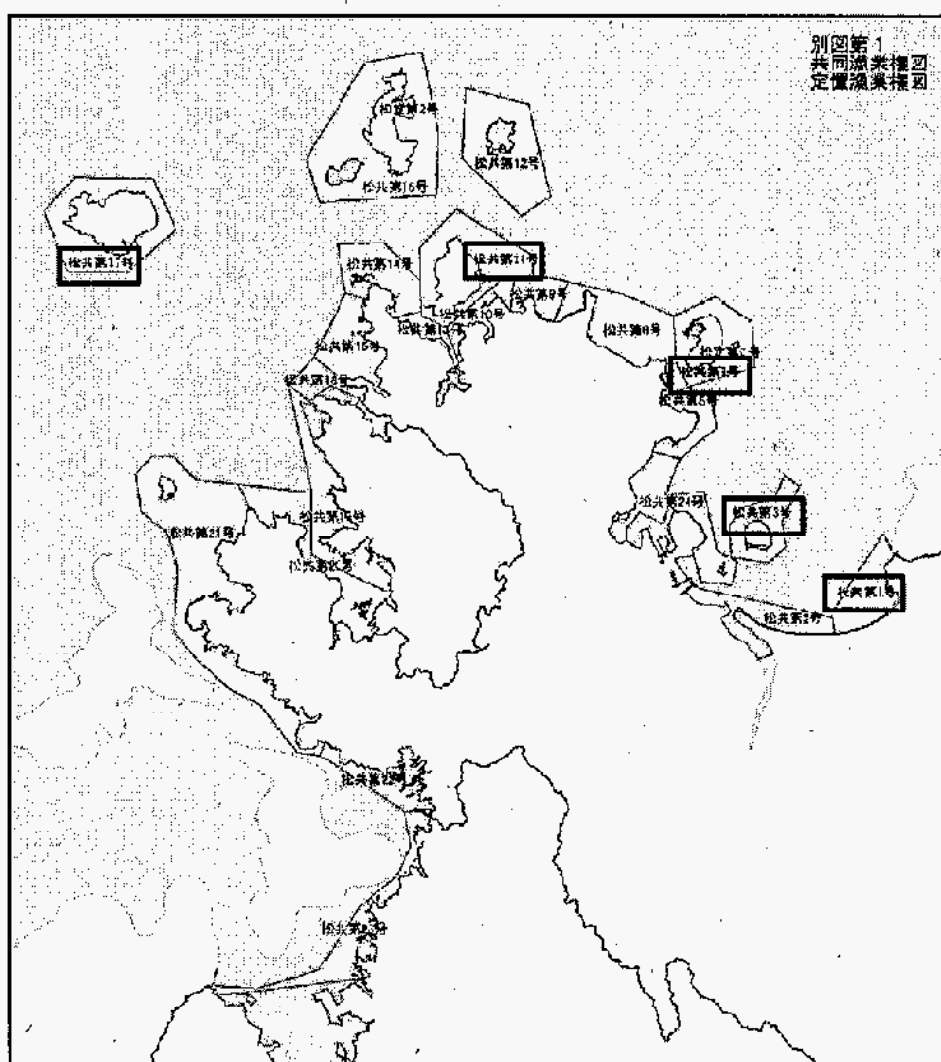
別紙2のとおり

6. 採捕量・個体数

ムラサキウニ約 2,000kg、4万個体程度 (20kg/日×100人・日)

7. その他

とくになし




調査実施箇所図 (松共第1、3、7、11、17号 図中四角囲み箇所)

令和6年6月25日

佐賀県水産課
課長 横尾 一成 様

佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎



同 意 書

令和6年6月25日付け水産第1387号にて依頼がありましたムラサキウニ駆除事業の実施に関して、同意いたします。

別紙様式 1

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
話題提供希望又は議論したい項目

佐賀県連合海区漁業調整委員会

話題提供希望又は議論したい項目

クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について（案）
【継続】（一部変更）

上記を提案した理由等

本県のクロマグロ漁業は、沿岸海域で延縄、曳き縄釣、一本釣等で漁獲を行っているが、漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少ないながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。

近年は、これまであまり漁獲が見られなかった時期にクロマグロが来遊し、釣りや定置網等において漁獲がみられているが、配分枠遵守のため、放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、漁家経営の悪化を招いている。

については、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。

- 1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、大型魚だけでなく、小型魚も一定程度増枠すること。また、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分し、各県や漁業種間で不公平が生じないよう、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮し、より実状にあった配分を行うこと。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図ること。
- 4 クロマグロ資源の回復による、イカ等を含めた他の水産資源への影響評価を行うこと。

別紙様式 1

令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
話題提供希望又は議論したい項目

佐賀県連合海区漁業調整委員会

話題提供希望又は議論したい項目

ミニボートによる危険行為の防止について（案）【継続】

上記を提案した理由等

規制緩和により免許・登録が免除されたミニボート（長さ 3 m 未満かつ機関出力 1.5kW 未満）は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺等で遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じている。

海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみると、平成 9 年は、年間 50 隻前後であったものが徐々に増加し、令和に入ってから、100 件以上で推移している。

このため、全国各地で安全講習会の開催や、ミニボート販売時に「ミニボート安全マニュアル」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識している。

しかし、海洋性レジャー人口の増加や、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しています。ついては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。

- 1 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。
- 2 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。
- 3 衝突事故防止のための目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。
- 4 安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層協力しながら行うこと。